

## 公立大学法人福井県立大学委員会規程

平成29年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第2号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第7条第3項の規定に基づき、同条第1項および第2項に規定する委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 委員会の種類、事項および委員は、別表のとおりとする。

(委員の選出)

**第3条** 委員は、学長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

**第4条** 委員会に委員長を置き、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

(部会)

**第6条** 委員会に、所管事項に係る特定の課題について協議検討および調整を行うため、部会を置くことができる。

(委員以外の職員の出席)

**第7条** 議長は、委員以外の職員を委員会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年1月23日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	事項	委員
教育研究委員会	教育および研究の推進に関すること	(1) 教育研究審議会委員 若干名 (2) 学生部長 (3) 各学部、学術教養センターおよび附置研究所に所属し、教育および研究に知見を有する教員 若干名 (4) 事務局職員 若干名
学生支援委員会	学生および就職の支援に関すること	(1) 教育研究審議会委員 若干名 (2) 学生部長 (3) 各学科、学術教養センターおよびキャリアセンターに所属し、学生支援およびキャリア教育に知見を有する教員 若干名 (4) 事務局職員 若干名
大学院委員会	大学院の運営に関すること	(1) 各研究科長 (2) 各専攻（各研究科長の属する専攻を除く。）の教員 若干名
入試制度検討委員会	入学試験制度に関すること	(1) 各学科および学術教養センターに所属し、入学試験制度に知見を有する教員 若干名 (2) 教育・学生支援部長
情報教育・DX委員会	情報教育、教務・学生支援および大学運営のデジタル化に関すること	(1) 情報センターに所属する教員および事務局職員 (2) 各学部、学術教養センターおよび附置研究所に所属し、デジタル化に知見を有する教員 若干名 (3) 事務局職員 若干名